

報告第71号

平成16年1月16日承認

上水道部会水道総務分科会の事務事業調整方針について

上水道部会水道総務分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成16年1月16日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

報告第71号

協 議 会 報 告 項 目

上 水 道 部 会

水道総務分科会 13-1

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
13 - 1 - 1	組織及び人員配置	5/8	10/2		10/9	
13 - 1 - 2	企業職員給与・手当体系	10/2			10/9	
13 - 1 - 3	水道事業体にかかる給与計算事務等電算委託業務の形式、内容の統一	10/2			10/9	
13 - 1 - 4	水道事業職員の被服貸与	10/2			10/9	
13 - 1 - 5	水道事業関係条例、規則の改廃	5/8	10/2		10/9	
13 - 1 - 6	水道事業計画策定関係	5/8	10/2		10/9	
13 - 1 - 7	水道事業防災体制の確立・危機管理マニュアルの作成	5/8			5/22	
13 - 1 - 8	水道事業財政計画	5/8	10/2		10/9	
13 - 1 - 9	水道局警備業務及び水道業務サービスの時間外対応	5/8	10/2		10/9	
13 - 1 - 10	各種水道協会・協議会関係	5/8	10/2		10/9	
13 - 1 - 11	水道事業の啓発・広報	5/8			5/22	
13 - 1 - 12	水道事業会計予算及び決算関係	5/8	10/2		10/9	
13 - 1 - 13	水道水源涵養補助金	5/8			5/22	
13 - 1 - 14	水道水源保護関係	5/8			5/22	
13 - 1 - 15	水道の入札工事契約等(建設工事等入札参加資格審査委員会を含む。)	10/2			10/9	
13 - 1 - 16	水道事業の物品購入・修理	10/2			10/9	
13 - 1 - 17	水道事業のメーター、工事材料の購入	10/2			10/9	
13 - 1 - 18	水道事業財務会計システム(契約管理、企業会計、貯蔵品管理、工事台帳、予算関係)	5/8	10/2		10/9	

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
13 - 1 - 19	企業債の借入、償還事務	5/8			5/22	
13 - 1 - 20	水道事業に係る庁舎管理	10/2			10/9	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 組織及び人員配置	平成15年4月1日現在 106人 (うち臨時職員18人) 水道事業管理者 1 水道担当理事兼局次長 1 水道総務課 12 営業課 22 工務課 29 浄水課 23	平成15年4月1日現在 18人 (うち嘱託職員1人) 水道事業管理者(市長) 企業局長 1 水道課長 1 課長補佐 1 管理係 4 業務係 4 配給水係 4 工務係 3 企業局長は下水兼務	平成15年4月1日現在 5人 水道事業者(町長) 上下水道課長 1 経理担当 1 料金収納担当 1 給水維持担当 1 改良工事担当 1 水道事業管理者は、置いていない	平成15年4月1日現在 4人 水道事業者(町長) 水道課長 1 経理料金収納工事 1 維持管理工事 2 課長は下水と兼務だが、水道課の人員 水道事業管理者は、置いていない	平成15年4月1日現在 3人 簡易水道事業管理者(村長) 水道課長 1 水道担当課長補佐 兼務 料金計量経理管財 兼務 工事給水調査 1 浄水管理建設改良 1 課長は下水と兼務しているが水道の人員	平成15年4月1日現在 5人 水道事業者(町長) 水道課長 1 課長補佐 2 主幹 1 主事 1 水道事業管理者は、置いていない。
	津市水道局臨時職員(平成15年4月1日現在) ◆人数 18人 ○事務補助 水道総務3人、営業課3人、工務課1人、浄水課1人、水道資料館2人(2人で交代勤務) ○業務補助 水道資料館1人 ○取水口管理業務1人 ○警備員4人(4人で交代勤務) ○再雇用者2人 ◆任用については津市臨時職員取扱規程を準用	久居市企業局水道課臨時職員(平成15年4月1日現在) ◆人数 1人 ○事務補助 業務係1人	-	・人数 2人 検針及び料金収納事務補助	美里村役場水道課業務補助職員 ◆人数 1人 ○事務補助 水道1人	-
2 企業職員給与・手当体系	・津市水道局企業職員給与、勤務時間及びその他の身分取扱については津市の一般職の例による(行政職1表、1級から9級適用) ・特殊勤務手当の種類額及び支給方法は管理者が定めることとなっている。	・久居市企業職員の給与、勤務時間及びその他の身分取扱については、久居市職員の例による。(行政職1表、1級から8級適用、局長は9級) ・特殊勤務手当は、給与に関する規程第21条で定めるところによる。	・河芸町企業職員給与、勤務時間及びその他の身分取扱については、河芸町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。 ・特殊勤務手当に関しても河芸町職員の特殊勤務手当に関する規則の適用を受ける職員の例による。	・水道課職員の給与、手当等、その他の身分取扱については美里町職員と同様(行政職1表 1級～8級及び行政職2表) ・維持管理担当のみ特勤手当を支給。	・職員給与、勤務時間及びその他の身分取扱については美里村の一般職の例による(行政職1表、1級から8級適用) ・特殊勤務手当に関しても美里村職員の特殊勤務手当に関する条例、規則の適用を受ける職員の例による。	・勤務時間及びその他の身分取扱については安濃町の一般職の例による。(行政職別表第1. 1級から8級を適用) ・特殊勤務手当 水道業務従事、用地交渉業務

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	1. 速やかに調整する。(合併と同時に) 2. 津市の例により調整する。(合併と同時に)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
平成15年4月1日現在  産業建設課長 兼務 課長補佐 兼務 係 兼務 課長は土木、課長補佐は農業、 係は土木の人員	平成15年4月1日現在 6人  水道事業管理者(町長) 水道課長 1 総括主幹 1 水道係 4	平成15年4月1日現在 7人  水道事業管理者(町長) 上下水道課長 兼務 課長補佐 1 給水係 2 施設係 4 課長は下水と兼務で、下水の人員	平成15年4月1日現在 2人  環境課長 兼務 課長補佐 1 担当者 4(うち3人兼務)	企業会計職員数等については、料金算定に影響を与えるため、効率的な職員の配置が必要であり、新市に移行後速やかに調整する。
-	-	-	-	
香良洲町一般職員の例による	・一志町水道企業職員の給与、勤務時間及びその他の身分の取扱については、一志町の一般職の例による。(行政職第1表、1級から8級を適用) ・特殊勤務手当等の種類及び額については、一般職員に準ずる	・白山町企業職員給与、勤務時間及びその他の身分取扱については白山町の一般職の例による(行政職1表、1級から8級及び行政職2表を適用)	・美杉村一般職員の例による	人事部会の調整結果による。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 水道事業体にかかる給与計算事務等電算委託業務の形式、内容の統一	・給与計算事務については、民間業者に委託している。	・同左	・同左	・給与計算事務については、一般職と同様に、総務課において、民間業者のシステムにより処理されている。	・同左	・同左
4 水道事業職員の被服貸与	・水道局の被服に関しては「津市水道局企業職員被服等貸与規程」により定められている。 ※事務服については、自由化されている。	・水道事業職員の被服に関しては「久居市水道事業職員の被服等貸与規程」で定められている。 ※事務服については、自由化されている。	・現在水道課職員の被服に関しては「河芸町職員被服等貸与規程」により定められている。 ※事務服については、自由化されている。	・特別の規定はない。作業服については古くなったものから取り替えていく。 事務服については自由。	被服に関しては定めがないが、夏用・冬用作業服上下・防寒着を適宜購入し貸与している。 ※事務服については、自由化されている	・事務服に関しては自由。 ・作業服については夏服・冬服上下・防寒着を適宜購入し、貸与している。
5 水道事業関係条例、規則の改廃	関係条例一覧 ○津市水道事業の設置等に関する条例 ○津市公営企業の業務の状況を説明する書類の提出及び公表に関する条例 ○津市水道事業給水条例 ○津市水道事業分水条例 ○津市水道水源保護条例 (○5条例 ●16規程、規則 ▲2その他 ▲1雑則 計 24)	関係条例等一覧 ○久居市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例 ○久居市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ○榊原簡易水道事業分担金徴収条例 ○久居市榊原簡易水道水源施設改良等工事負担金徴収条例 ○久居市上水道特別給水施設費分担金徴収条例 ○久居市水道事業給水条例 ○久居市簡易水道事業給水条例 ○久居市水道水源保護条例 ○久居市水道施設利用加入金徴収条例 ○久居市榊原簡易水道水源施設等工事負担金等徴収条例 (○10条例 ●19規程6要綱 計35)	関係条例一覧 ○河芸町水道事業の設置等に関する条例 ○河芸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ○河芸町水道事業会計規程 ○河芸町水道事業水道料金減免取扱要綱 ○河芸町水道事業給水条例 ○河芸町水道事業給水条例施行規程 ○河芸町水道管(本管)布設工事費負担に関する規則 ○河芸町指定給水装置工事事業者規程 ○河芸町指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱 ○河芸町水道管の破損に伴う修繕費の取扱要綱	芸濃町水道事業の設置等に関する条例 芸濃町水道事業運営委員会設置条例 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 芸濃町水道事業給水条例 芸濃町指定給水装置工事事業者規程 開発事業に伴う水道管(本管)布設工事費負担に関する規則	関係条例一覧 ○美里村簡易水道事業給水条例 ○美里村簡易水道水源保護条例 ○美里村職員定数条例 ○美里村課設置条例 ○美里村職員の給与に関する条例 ○美里村職員の特殊勤務手当に関する条例  (○7条例 ●5規程、規則 計 12)	○安濃町水道事業の設置等に関する条例 ○安濃町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ○安濃町企業職員の旅費に関する条例 ○安濃町水道事業給水条例 ○安濃町専用水道供給条例 (○条例5 ●規則4)

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 4. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 5. 新たに条例、規程等を制定する。(合併と同時に)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左	・同左	・同左	・同左	人事部会の調整結果による。
-	・一般職に準じて被服等の貸与を受ける。  ※事務服については、貸与が中止され、自由化されている。	・一般職に準じて被服等の貸与を受ける。	・特別の規定はない。 事務服については自由。	人事部会の調整結果による。
関係条例一覧 ○香良洲町上水道事業受益者分担金徴収条例 ○香良洲町水道使用料支払のための基金条例 (○2条例 ●1規則 計 3 )	・関係条例等 ◆条例 ○一志町水道事業の設置等に関する条例 ○一志町水道事業給水条例 ○一志町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ○一志町水道事業基金条例 ○一志町水道事業分担金徴収条例 ○一志町水道水源保護条例 (○6条例◆10規則、規程◆1告示)	関係条例一覧 ○白山町水道事業の設置等に関する条例 ○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ○白山町給水条例 ○白山町水道水源保護条例 ○白山町簡易給水条例 ○白山町簡易水道事業分担金徴収条例 (○6条例 ●7規程、規則 ▲1 その他 計14 )	関係条例一覧 ○美杉村簡易水道給水条例 ○ " 施行規則 ○水道工事指定業者規程 ○美杉村水道水源保護条例 ○ " 施行規則 2条例 1規程 2規則	新たに条例・規程・規則等を制定する。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
6 水道事業計画策定関係	<p>・水道事業にかかる経営の基本、組織、重要な資産の取得及び処分等を定める。また、給水区域等を下記のように定めている。</p> <p>給水区域…津市及び一志郡香良洲町の全域並びに安芸郡河芸町大字南黒田の一部 給水人口…193,000人 一日最大給水量…167,060m<sup>3</sup> 給水区域内給水量・158,400m<sup>3</sup> 久居市への分水量・ 5,000m<sup>3</sup> 三雲町への分水量・ 3,000m<sup>3</sup> 美里村への分水量・ 660m<sup>3</sup></p>	<p>・水道事業に係る経営の基本、組織、重要な資産の取得及び処分等を定める。また給水区域等を下記のように定めている。</p> <p>●水道事業 給水区域…久居市一円(榊原町の一部を除く。) 給水人口…49,700人 一日最大給水量…40,100m<sup>3</sup> ●榊原簡易水道事業 給水区域…久居市榊原町の一部 給水人口…2,606人 一日最大給水量…2,647m<sup>3</sup></p>	<p>・水道事業にかかる経営の基本、組織、重要な資産の取得及び処分等を定める。また、給水区域等を下記のように定める。</p> <p>給水区域…河芸町の全域 ただし、河芸町大字南黒田の一部地域を除く。 給水人口…20,000人 一日最大給水量…10,000m<sup>3</sup></p>	<p>・芸濃町上水道事業基本計画書水道事業の実施、収支の試算等。</p> <p>給水区域…町内(一部未給水区域あり) 給水人口…8,900人 一日最大給水量…7,000m<sup>3</sup></p>	<p>・簡易水道給水区域等を下記のように定めている。しかし、未普及地域があり整備する必要がある。</p> <p>給水区域…美里村の全域で一部を除く 計画給水人口…5,201人 一日最大給水量…2,540m<sup>3</sup></p>	<p>給水区域…安濃町の区域内 給水人口…13,200人 給水量…9,450m<sup>3</sup></p>
7 水道事業防災体制の確立・危機管理マニュアルの作成	<p>・応急事故体制については、各課、担当ごとの連絡網、非常呼集体制があり、日常の水道管破損事故、水質事故等に対応している。また、現場への派遣体制、実現場等での指揮体制についても日常事故時に常に実施している。これは、水道事業体職員に依存している部分もある。しかし、近年長期に職員の数が減少し、即応能力に未知数の部分が生じていること、また、大規模災害が発生した場合における近隣市町村からの応援要請を想定した危機管理マニュアルの作成が必要となる。当マニュアルについては14年度末に作成している。</p>	<p>・応急事故体制については、水道課職員全員が1週間の当番制で24時間担当し、土日、休日夜間については、市の警備員から直接連絡があり、対応している。また、緊急の閉栓も同様の対応を行っている。</p> <p>また、大規模な災害時には、市の地域防災計画に基づき対応することになっているが、近隣市町村からの応援要請を想定した危機管理マニュアルの作成が必要となる。</p>	<p>・応急事故体制については、上下水道課職員現場対応し、断水、濁り等により給水が必要なときには、建設産業部を中心に職員が対応している。</p>	<p>・日常の漏水事故等については水道課職員の当番制により24時間対応しているが、実際に事故が発生した場合、現場での指揮は長期在職の維持管理担当職員に頼る部分が多い。</p> <p>大規模災害時には芸濃町地域防災計画により対応。</p>	<p>・応急事故体制については、担当ごとの連絡網、非常呼集体制があり、日常の水道管破損事故、水質事故等に対応している。また、現場への派遣体制、実現場等での指揮体制についても日常事故時に常に実施している。しかし本村の水道職員数が少ないので、即応能力に未知数の部分が生じている。また、大規模災害が発生した場合における近隣市町村からの応援要請を想定した危機管理マニュアルの作成が必要となる。</p>	<p>・応急連絡体制については、職員への連絡網があり、日常の水道管破損事故等に対応している。危機管理マニュアルについては、現在作成に向けて検討中である。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	6. 新たに計画を策定する。(合併と同時に) 7. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	・水道事業単独の計画書は、近年は策定されていない。 ◆現在の給水区域…大字波瀬の一部を除く一志町全域 ◆給水計画人口…17,600人 ◆1日最大給水量…7,400m <sup>3</sup>	・水道事業にかかる経営の基本、組織、重要な資産の取得及び処分等を定める。また、給水区域等を下記のように定めている。 水道事業 給水区域…白山町の区域内とする 給水人口…15,000人 一日最大給水量…10,000m <sup>3</sup> 簡易水道 福田山簡易水道 給水人口…135人 一日最大給水量…30m <sup>3</sup> 元取山簡易水道 給水人口…289人 一日最大給水量…47m <sup>3</sup> 青山高原簡易水道 給水人口…3,000人 一日最大給水量…1,500m <sup>3</sup>	・未普及地域において、地域からの要望に基づき事業計画を行う。 総合計画と過疎計画に記載	水道事業計画については、合併時に新規事業認可を受ける必要から、事前に調整する必要がある。
・応急連絡体制については、職員への連絡網があり、日常の水道管破損事故等に対応している。 ・大規模災害時には、香良洲町地域防災計画により対応。	・緊急時、非常時は、一志町地域防災計画に基づき、対応するものとする。これ以外に単独マニュアルは、作成していない。	・緊急時、非常時は、白山町地域防災計画に基づき、対応するものとする。これ以外に単独マニュアルは、作成していない。	・直営簡易水道施設は監視システムによる応急対応をしている ・組合管理の簡易水道については、組合において管理する。	現在作成していない市町村もあり、復旧作業は慎重かつ迅速でなければならないため、マニュアルづくりはできるだけ細かく、明確なものとする。その間については、津市のマニュアルを新市として活用する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 水道事業財政計画	<p>・財政計画の策定方針</p> <p>◆1 財政計画の策定 この財政計画は、津市水道事業第4回拡張事業に伴う、計画期間、需要予測、施設整備計画及びその財源計画等の諸元に基づき、事業計画目標年度に至る必要な事業費用及び事業収入を算定し、収支の見通しが確実かつ合理的であるか等を確認することを基本とする。</p> <p>◆2 財政計画の策定方法は、財政計画基礎データの諸元及び決算書、予算書の数値等を基として策定している。</p> <p>◆3 基本計画諸元 (1) 目標年度 平成30年度 (2) 給水人口 193,000人 (3) 給水戸数 89,070戸 (4) 1日最大給水量 167,060m<sup>3</sup> (5) 1人1日最大給水量 866 m<sup>3</sup></p> <p>◆4 財政計画期間 平成13年度から平成30年度</p> <p>◆5 水需要予測、拡張事業費及び財源、維持管理費の計算など詳細を定めている。</p>	<p>・財政計画の策定方針</p> <p>◆1 財政計画の策定 この財政計画は、久居市水道事業第6次拡張事業に伴う、計画期間、需要予測、施設整備計画に基づき事業計画目標年度に至る必要な事業費用及び事業収入を算定し、収支の見通しが確実かつ合理的であるかを確認することを基本とする。</p> <p>◆2 財政計画の策定方法は、財政計画基礎データ及び決算書、予算書の数値等を基に策定する。</p> <p>◆3 基本計画 (1) 目標年度 平成22年度 (2) 給水人口 49,700人 (3) 1日最大給水量 40,100 m<sup>3</sup> (4) 1人1日最大給水量 806.8ℓ</p>	<p>・財政計画の策定方針</p> <p>◆1 財政計画の策定 この財政計画は、河芸町水道事業第3次拡張事業に伴う、計画期間及び需要予想、施設整備計画等を基に事業費用、事業収入を策定し、収支の見通しが確実でありかつ合理的であることを確認することを基本とする。む</p> <p>◆2 財政計画の策定は、財政計画基礎データ及び決算書、予算書の数値等を基礎として作成している。</p> <p>◆3 基本計画諸元 (1) 目標年度 平成16年度 (2) 計画給水人口 20,000人 (3) 給水戸数 6,250戸 (4) 1人1日最大給水量 500ℓ (5) 1日最大給水量10,000m<sup>3</sup></p>	<p>・芸濃町上水道基本計画書により平成27年度までの収支の概算、水需要などが予測してあるが、現実とのかい離が大きい。</p>	-	<p>・財政計画の策定方針</p> <p>1 この財政計画は、安濃町水道事業第2次拡張事業に伴う、計画期間、需要予測、施設整備計画及びその財源計画等の諸元に基づき、事業計画目標年度に至る必要な事業費用及び事業収入を算定し、収支の見通しが確実かつ合理的であるか等を確認することを基本とする</p> <p>2 財政計画の策定方法は、財政計画基礎データの諸元及び決算書、予算書の数値等を基として策定している。</p> <p>3 (1) 目標年度 平成22年度 (2) 給水人口 13,200人 (3) 1日最大給水量 9,450m<sup>3</sup></p> <p>4 財政計画期間 平成13年度から平成22年度</p>
9 水道局警備業務及び水道業務サービスの時間外対応	<p>・現在夜間、休日は警備員にて対応、緊急時は職員呼集体制を整え、水道事業者協同組合による当番店対応と合わせて給水体制を整えている。このため、警備業務員は警備以外にも緊急時の問い合わせなどへの対応も行っている。なお、警備員に関しては臨時職員を月額賃金で雇用し、4人が交代して対応している。</p>	<p>・夜間、休日の対応は、久居市の警備員で受付をし、必要に応じて、当番の職員へ連絡をし対応している。当番の職員は、現場へ急行し、状況の把握を行い、水道当番店(久居市水道指定給水装置工事事業者)と連携して対応している。</p> <p>当番の職員・・・水道課の職員で事務職、技術職を問わず全職員が2人体制で当番を行っている。その経費については、時間外勤務手当、特殊勤務手当を支給している。</p>	<p>・現在夜間、休日は警備員及び日直が電話対応、緊急時は上下水道課職員の水道当番に連絡が入り現場対応する。水道当番だけで対応できない場合は、上下水道課職員全員に徴集を向け対応する。</p>	<p>・管破損事故については職員による当番制で24時間対応。水道庁舎の警備、計器類の監視(夜間時)は警備会社に委託。</p>	<p>・夜間・休日時の給水体制・事故復旧体制は、水道課において体制を整えている。</p>	<p>・休日も職員(1人)が出動し対応している。夜間は警備会社に警備業務の委託をしている。緊急時には、役場の宿直より水道課職員に連絡が入り、事故・苦情等に対応している。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8. 新たに計画を策定する。(合併と同時) 9. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	・単独計画は策定されていない。今後も当面は、策定する予定はない。	—	—	現認可における財政計画を取りまとめ速やかに調整する。
・夜間は当直者、休日は日直者より担当課職員に連絡し、担当課職員により対応。	・緊急を要する漏水修理のみ、時間外対応とするが、夜間は、大規模なものを除き翌日対応とする。ほかは、開庁時間内を原則とする。(スタッフが少ないため。) 今後、フレックスタイム制の導入について、検討中。	・夜間は当直者、休日は日直者より担当課職員に連絡し、担当課職員により対応。	・直営簡易水道施設は夜間、休日とも監視システムにより環境課職員での応急体制を整えている	24時間サービス体制の確立も視野に入れ、津市の例により検討していく。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 各種水道協会・協議会関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本水道協会 三重県支部</li> <li>◆中勢水道連絡協議会(2市9か町村)</li> <li>◆津地区広域水道水源保護協議会(2市1村)</li> <li>◆中勢地区水道協議会(2市10か町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本水道協会 三重県支部 会員</li> <li>◆中勢水道連絡協議会 会員</li> <li>◆津地区広域水道水源保護協議会 会員</li> <li>◆中勢地区水道協議会 会員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本水道協会 三重県支部 会員</li> <li>◆中勢水道連絡協議会 会員</li> <li>◆中勢地区水道協議会 会員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中勢水道連絡協議会 会員</li> <li>◆中勢地区水道協議会 会員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中勢水道連絡協議会 会員</li> <li>◆津地区広域水道水源保護協議会 会員</li> <li>◆中勢地区水道協議会 会員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中勢水道連絡協議会 会員</li> <li>◆中勢地区水道協議会 会員</li> </ul>
11 水道事業の啓発・広報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道局だよりの市政だよりの折込(年3回 5月、12月、3月)</li> <li>2 水道事業モニター制度</li> <li>3 水道週間におけるPR</li> <li>4 夏休み親子水道教室の実施</li> <li>5 水道資料館展示資料、見学を利用した啓発</li> <li>6 ホームページによる広報</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道だよりの年1回 市広報紙への折り込み</li> <li>2 水道週間・年1回 市広報紙の紙面の一部に掲載、バックの配布、市庁舎、支所、出張所、ポルタ久居、市内各小中学校へのポスター掲示</li> <li>3 水道当番店・毎月市広報紙のおしらせ版に掲載及びインターネットホームページに掲載</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 節水、工事による通行止め及び濁り水等について</li> <li>2 そのつど広報への折込</li> <li>2 水道週間におけるPR及びポスターの掲示</li> <li>3 中学生による学習体験</li> </ol>	広報への掲載  ホームページ掲載  小学生の社会見学受入等	広報に随時掲載	広報あの方への掲載、水道週間におけるPR、ポスター掲示
12 水道事業会計予算及び決算関係	・予算及び決算については、地方公営企業法及び施行規則に基づき行っている。	・同左	・同左	・同左	・地方公営企業法非適用で特別会計で、美里村一般会計に準ずる。	・津市に同じ
13 水道水源涵養負担金	長野川流域水源かん養林負担金(平成9年度から) ◆目的 長野川流域の自然環境を保護し、森林の水源涵養力の向上を図り、もって水源水域の水質の保全及び長野川の水量を維持することを目的とする ◆事業内容 (1)林道維持管理関係 ・林道の路側の草刈り事業 ・林道側溝の土砂排除事業 ・路面等補修工事業 (2)森林保育関係 ・植林事業 ・下草刈り事業 ・枝打ち事業 ・間伐事業 (3)長野川水質保全関係 ・長野川をきれいにするパンフレット等広報活動事業 ・長野川をきれいにするための川掃除事業 ・水洗便所改修等助成事業 ・ゴミ収集(分別)等ボランティア活動支援事業		-		-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 11. 津市の例により調整する。(合併と同時) 12. 津市の例により調整する。(合併と同時) 13. 廃止の方向で調整する。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中勢水道連絡協議会会員</li> <li>◆中勢地区水道協議会会員</li> <li>◆一志郡広域水道水源保護連絡協議会会員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本水道協会 三重県支部会員</li> <li>◆中勢水道連絡協議会会員</li> <li>◆中勢地区水道協議会会員</li> <li>◆一志郡水道水源保護連絡協議会会員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本水道協会 三重県支部会員</li> <li>◆中勢水道連絡協議会会員</li> <li>◆中勢地区水道協議会会員</li> <li>◆一志郡水道水源保護連絡協議会会員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中勢地区水道協議会会員</li> <li>◆一志郡水道水源保護連絡協議会会員</li> </ul>	
-	・定期的に発行する、水道事業単独の広報はない。現在は、町広報誌にて不定期に関係記事を掲載している。経費は、一般会計負担となる。 ・その他の広報、公聴活動は特になし。	1 水道週間におけるPR ポスターの掲示(町関係施設など) 2 ホームページによる広報、啓蒙	-	
・香良洲町一般会計	・津市に同じ	・上水道は津市に同じ ・簡易水道は特別会計	・地方公営企業法非適用で特別会計で、美杉村一般会計に準ずる。	・公営企業法適用事業については、津市の例(企業会計)により調整する。 ・公営企業法非適用事業については、津市の例(一般会計)により調整する。
-	-	-	-	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
14 水道水源保護関係	<p>◆津市水道水源保護地域の指定 1範囲 津市片田薬王寺町・片田久保町・安芸郡美里村の一部</p> <p>◆津市水道水源保護審議会の設置（委員8名及びその他市長が必要と認める者）</p>	<p>◆久居市水道水源保護地域の指定(S63. 4. 1告示) 範囲 久居市内のうち、県道片田、井戸、久居線以東、国道165号線及び県道久居、高茶屋、停車場線以北を除く全域 6,003ha</p> <p>◆久居市水道水源保護審議会の設置（委員9名及びその他市長が必要と認める者）</p>	-	-	<p>◆美里村簡易水道水源保護地域の指定(1範囲) 美里村大字桂畑、南長野、北長野、平木、三郷、足坂、五百野の全部と、大字家所、穴倉、高座原、船山の一部</p> <p>◆美里村簡易水道水源保護審議会の設置（委員14名以内）</p>	-
15 水道の工事契約 (建設工事等入札参加資格審査委員会を含む。)	<p>・津市工事請負等の契約及び執行に関する規則等に基づき、津市契約財産課と連携を図り、入札から契約まで行っている。ただし、水道管の布設・移設工事は局独自に指名を行っている。(局建設工事等入札参加資格審査委員会にて指名等決定している。)</p>	<p>・平成14年4月から、契約事務に関しては久居市財務課契約室で行っている。 入札参加資格審査委員会にて指名決定している。</p>	<p>・契約金額1千万円以下の契約については、河芸町上下水道課が入札から契約まで行っている。1千万円以上については、指名審査委員会にて指名業者を選定し、河芸町総務課が入札から契約まで行っている。</p>	<p>・指名については審査委員会、入札については総務課が担当。</p>	<p>・入札は村企画課が担当し、契約等は水道課で行っている。全部の工事について、村建設工事等入札参加資格審査委員会にて指名等決定している。</p>	<p>・入札から契約までの一切を、水道課で処理している。指名については、安濃町指名審査委員会にて決定される。</p>
16 水道事業の物品の購入・修理	<p>・業者の登録は、市長部局で市長と連名で受付し、津市競争入札参加資格者名簿に記載されている業者の中から、地方自治法及び施行令に基づき選定を行っている。</p>	<p>・業者の登録は、市長部局で受付し、久居市競争入札参加資格者名簿に記載されている業者の中から、地方自治法及び施行令に基づき選定を行っている。年度当初に見積合わせを行い最低価格業者と単価契約をしている。また、事務用消耗品等は、市で一括単価契約を行っておりその通知に基づき購入をしている。</p>	<p>・業者は、指名願参加資格者名簿に記載されている業者の中から、地方自治法及び施行例に基づき選定を行っている。</p>	<p>・入札参加資格のあるものから購入。</p>	<p>・業者の登録は、村が受付し、美里村競争入札参加資格者名簿に記載されている業者の中から地方自治法及び施行令に基づき選定を行っている。</p>	<p>・業者は、安濃町競争入札参加資格者名簿に記載されている業者の中から地方自治法及び施行令に基づき選定を行なっている。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 現行のまま新市に引き継ぐ。 15. 津市の例により調整する。(合併と同時) 16. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	・一志町水道水源保護地域の指定……一志町全域が指定区域内	・白山町水道水源保護地域の指定……白山町全域が指定区域内	◆水道水源保護地域の指定内容 1 現簡易水道施設設置区域 2 簡易水道施設設置計画区域 3 上記1・2の水源保護地域 4 広域水道水源保護地域 指定区域 村内全域	地域指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。 審議会については、合併後新たに審議会を設置する。
・総務課が担当	・入札参加資格者名簿は、町長部局で受け付けたものを準用し、一志町指名審査会に参画して、指名業者を決定する。入札から契約までの一切を、水道課において処理する。	・事業として、白山町工事請負等の契約及び執行に関する規則等に基づき、白山町総務課管財係と連携を図り、入札から契約まで行っている。ただし、水道管小規模の布設・移設工事は事業独自に指名を行っている。(町建設工事等入札参加資格審査委員会にて指名等決定している。)	・総務課において、工事請負等の入札、契約を担当 (美杉村建設工事等入札参加資格審査委員会で指名等決定している。)	基準は統一し、全て新市の本庁基準に準ずる。
・漏水工事等の関係により材料を保有している業者より購入。	・入札参加資格者名簿は、町長部局で受け付けたものを準用し、一志町指名審査会に参画して、指名業者を決定する。入札から契約までの一切を、水道課において処理する。	・業者の登録は、総務課管財係で受付し、白山町競争入札参加資格者名簿に記載されている業者の中から、地方自治法及び施行令に基づき選定を行っている。	・業者の登録は、総務課で一括受付	基準は統一し、全て新市の本庁基準に準ずる。



## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	上水道部会
関係項目		分科会	水道総務分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
17 水道事業のメーター、工事材料の購入	・契約方法及び業者選定は物品購入に準ずる考え。メーターは年間単価契約にて契約発注を行い津市水道局へ納品してもらっている。また工事用材料は突発を除き業者持ちとなっている。ただし維持修繕工事用の材料については、年度当初に年間必要見込数をまとめて購入し、貯蔵品として管理。	・契約方法は、工事等の契約と同様の手続きで単価契約を行い、明神倉庫へ納品をしている。また、工事用材料は、年度当初に単価契約を行い、必要に応じ発注している。購入したメーター及び材料は貯蔵品で管理。	・契約方法及び業者選定については、上下水道課で行い河芸町、上下水道課へ納品してもらっている。また工事用材料は突発を除き業者もちになっている。ただし維持修繕工事用の材料については、貯蔵品が少なくなってきたら業者より購入する。	・メーターについては、見積書の提出により最安値の業者と年間契約。維持修繕工事用の材料は在庫が少なくなった時点で購入。	・契約方法及び業者選定は物品購入に準ずる考え。メーターは年間単価契約にて契約発注を行い納品してもらっている。また工事用材料は突発を除き業者持ちとなっている。ただし維持修繕工事用の材料については、年度当初に年間必要見込数をまとめて購入し、貯蔵品として管理。	・メーターは年間単価契約により発注し、水道課へ納品してもらっている。工事用材料については、漏水修理以外は業者持ちとなっている。漏水修理用材料については、貯蔵品として水道課で管理している。
18 水道事業財務会計システム(契約管理、企業会計、貯蔵品管理、工事台帳、予算関係)	・水道事業財務会計システムについては、民間業者と委託契約により運用しており、水道料金システムとも直結している。また、予算編成、契約管理、貯蔵品管理、工事台帳等のシステムと連携している。	・財務会計システムは、民間業者と5年間の債務負担行為を設定し行っている。(久居全体で契約し、一般会計に負担金として支払っている。契約は一般会計で行った。)システムは、財務会計のみである。固定資産台帳等は、別のシステムで運用。貯蔵品・工事台帳は、システムなし。	・水道事業財務会計システムについては、1業者と随意契約を締結している。これについては、水道料金システムと直結しているため。	・民間業者と委託契約。システムは独立しており、料金システムとは連携していない。	・水道事業財務会計システムについては、民間業者と委託契約により運用しており、一般会計と連動して、全庁一本で運営している。	・水道会計システムについては、1業者と随意契約を締結している。このシステムは、会計基本システムと固定資産システムで構成されている。
19 企業債の借入、償還事務	平成13年度末現在、未償還残高 約100億2千万円 料金収入に対する償還金の割合 11.1% 料金収入に対する支払利息の割合 11.3%	平成13年度末現在、企業債未償還残高は上水、簡水併せて約27億9千万円 料金収入に対する償還金の割合9.9% 料金収入に対する支払利息の割合13.2%	平成13年度末現在、企業債未償還残高 約8億664万円 料金収入にたいする起償償還金の割合 3.7% 料金収入に対する企業債支払利息の割合 3.9%	平成13年度末現在未償還残高 約12億8千万円 料金収入に対する償還金の割合 14.9% 料金収入に対する支払利息の割合 17.3% 平成18年度くらいが償還のピーク	平成13年度末現在、未償還残高は約14億2,968万円 料金収入に対する償還金の割合 20.7% 料金収入に対する支払利息の割合 51.4%	平成13年度末 未償還残高 約21億2370万円 料金収入に対する償還金の割合 21.8% 料金収入に対する支払利息の割合 38.1%
20 水道事業に係る庁舎管理	・庁舎管理については、自家用電気工作物の保安管理業務、清掃業務及び建築物環境衛生管理業務、機械設備管理業務、し尿浄化槽の保守点検業務、消防設備保守点検業務、高架水槽清掃業務、樹木剪定業務等で日常の維持管理を民間業者委託により行っている。	・現在の庁舎は、旧消防署跡であり、市の行政財産である。その財産を無償で借りており、改修及び修繕は水道事業で負担している。(現在の庁舎は、平成11年8月から使用しており、あまり修繕箇所は発生していない。)庁舎の清掃については、市で一括契約して、その費用を負担している。建物の保険については水道事業で加入している。	—	・老朽化が進んでおり、問題が多い。諸管理については、委託の他、職員自ら行っている。	—	・水道管理事務所は、いまのところ修繕の必要はないものの、年数が経過し、老朽化が進むと多額の経費が必要となる。これは、事務所が中央浄水場と併設のため建物以外のポンプ、電気計装設備等の更新が必要となるため。事務所管理については、自家用電気工作物の保安管理業務、し尿浄化槽の保守点検業務、消防設備保守点検業務等で日常管理を行っている。

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	17. 津市の例により調整する。(合併と同時) 18. 新たに制定する(合併と同時) 19. 現行のまま新市に引き継ぐ 20. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・維持修繕工事用の材料については、年度当初に年間必要見込数をまとめて購入し、貯蔵品として管理。 メーターについては津市水道局より支給。	・契約方法及び業者選定は物品購入に準ずる考え。メーターは年間単価契約にて契約発注を行水道課へ納品してもらっている、また工事用材料は突発を除き業者持ちとなっている、ただし維持修繕工事用の材料については、年度当初に年間必要見込数をまとめて購入し、貯蔵品として管理。	・契約方法及び業者選定は物品購入に準ずる考え。メーターは年間単価契約にて契約発注を行い白山町水道事業へ納品してもらっている、また工事用材料は突発を除き業者持ちとなっている、ただし維持修繕工事用の材料については、年度当初に単価契約をまとめて購入し、貯蔵品として管理。	・工事用材料 突発修繕については、随時対応メーターは交換時期にあらず。(小西簡易水道) 新規給水区域は、工事に含め購入している。	基準は統一し、全て新市の本庁基準に準ずる。
-	・企業会計のみ、民間業者のシステムを使用している。その他は、単独機器への入力処理等により、管理している。	1 水道事業財務会計システムについては、1業者と随意契約を締結している。これについては、水道料金システムと直結しているため。 2. このシステムは、予算編成システム、契約管理システムと貯蔵品管理システムから始まりメインの企業会計システムを経由し、決算へとつながっている。	1 水道事業財務会計システムについては、一般会計と連動し全庁一本で運営している。	合併までに津市の例により調整し、新市に移行後新たに制定する。(合併と同時)
-	・平成13年度末現在 未償還残高 6億7,310万円 料金収入に対する償還金の割合 5.5% 料金収入に対する支払利息の割合7.3%	平成13年度末現在、企業債未償還残高 約7億114万円 料金収入に対する企業債償還金の割合 16.8% 料金収入に対する企業債支払利息の割合 8.7%	平成13年度末現在、簡易水道起債未償還残高 1,160,605,317円	
-	-	-	-	庁舎管理については、新局本庁舎のみとし、業務委託により行う。 ただし、夜間、休日の庁舎管理業務については、新市の組織・機構に合わせて合併と同時に調整する。